

国民健康保険特集号

発行：令和6年12月15日 伊丹市 健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課(国民健康保険担当)
〒664-8503 伊丹市千備1丁目1番地 TEL072-784-8040/FAX072-784-8124

中面の主な内容…2面/特定健診のご案内 3面/令和5年度 伊丹市国民健康保険会計の決算と現状について 4面/各種おしらせ

医療機関等を受診の際はマイナンバーカードをご利用ください

- ※令和6年12月2日から保険証は発行されなくなりましたが、今お持ちの保険証は有効期限まで使えます。
- ※令和6年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、有効期限が切れる前に申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。
- ※保険証利用の解除申請をすることができます。解除申請をご希望の方は、加入している保険者にお問い合わせください。国民健康保険に加入している方は本人確認書類をもって市役所窓口にて申請してください。

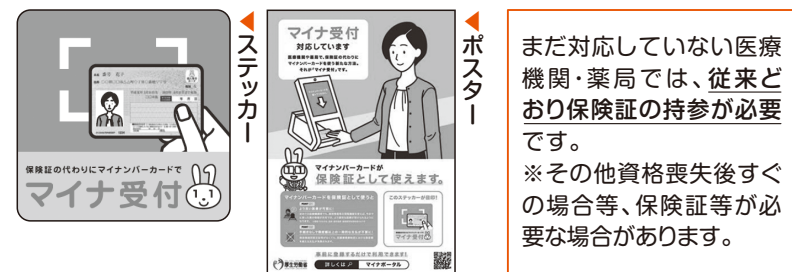


どんないいことがあるの？

- 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える。
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される。
- 本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる。
- マイナンバーで特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる。(特定健診の詳細は2面を確認)
- マイナンバーを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になる。

どこで利用できる？

利用できる医療機関・薬局は「マイナ受付」のポスターやステッカーを提示しています。
詳しくは厚生労働省のホームページで案内しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



まだ対応していない医療機関・薬局では、従来どおり保険証の持参が必要です。
※その他資格喪失後すぐの場合等、保険証等が必要な場合があります。

申込み方法は？

マイナンバーAP

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込みが必要です(原則、生涯1回のみ)。

- ①カードリーダー機能を備えたデバイス(スマートフォンまたはPC+ICカードリーダー)を所持している場合 「マイナンバー」より申し込みできます。
- ②カードリーダー機能を備えたデバイスを所持していない場合 セブン銀行のATM、医療機関・薬局等に設置の顔認証付きカードリーダー等から申込みできます。

健康保険証利用申込のお問い合わせ
マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。
受付時間 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

申込方法は特設ページでも確認できます！
https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



どんどん便利に！マイナンバーカード！

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひこの機会にカードの作成をご検討ください。

今、マイナンバーカードでどんなことができます？

- 本人確認書類として利用可能(おもて面)
 - ・顔写真付きの本人確認書類として利用できます。
 - ・行政手続きなどでマイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場合、マイナンバーカードなら1枚のカードで手続可能です。
- ICチップ+電子証明書の利用(うら面)
 - ・オンライン申請(証明交付申請・確定申告(e-Tax)など。マイナンバーからは転出届・パスポートの更新申請・公金受取口座の登録など)が可能です。
 - ・コンビニ交付サービス(手数料100円減額中!)で住民票と印鑑登録証明書が取得可能です。
 - ・税・年金・世帯情報・健康保険証情報など「わたしの情報」の確認(マイナンバーより)

マイナンバーカードのつくり方

- 4つの申請方法があります。必要なものは次のとおりです。

- | ①スマホで申請 | ②パソコンで申請 | ③郵便で申請 | ④写真機で申請 |
|---|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●交付申請書(QRコード付きのもの) ●顔写真データ | <ul style="list-style-type: none"> ●交付申請書に記載の申請書ID(半角数字23桁) ●顔写真データ | <ul style="list-style-type: none"> ●交付申請書 ●証明写真 ●封筒(証明写真は、6ヶ月以内に撮影、サイズ4.5cm×3.5cm、無帽・無背景のもの) | <ul style="list-style-type: none"> ●交付申請書(QRコード付きのもの) ●写真代 |

- ・申請から約1ヶ月～1ヶ月半後、「交付通知書」が届きます。交付通知書に記載の必要書類を持参し本人が市役所までマイナンバーカードを受け取りに来てください。
- ・市役所や市内出張先で写真撮影(無料)ほか申請サポートを実施しております。詳しくは市民課HPをご確認ください。(右QRコードから読み取り可)
- ・令和6年12月2日より、マイナンバーカードの特急発行が始まりました。対象者は乳児・国外からの転入者・紛失等で特定の要件を満たした方です。現在1～2か月程度要しているカード発行までの期間が、1週間(最短5日)に短縮されました(特急発行の対象でない方は、通常の申請をご案内します)。



※マイナンバーカードの保険証利用や資格確認書等の詳細は、加入されている保険者へお問い合わせください。 ※令和6年12月2日以降、75歳の年齢到達、転居等に伴う後期高齢者医療制度への加入等に際し、マイナ保険証の保有にかかわらず資格確認書を交付しています(暫定的な運用)。詳しくは、後期医療福祉課(072-784-8041)までお問い合わせください。
※交付申請書の記載内容に変更がある場合や紛失している場合、またはご不明な点がございましたら市民課マイナンバーカード担当(072-784-8121)までお問い合わせください。

交通事故などの第三者行為により負傷した場合、「傷病届」の提出が必要です！

●市役所へ第三者行為の届出を！

交通事故などの第三者による不法行為(第三者行為)で負傷した場合でも、保険診療による治療などを受けることができます(示談等で金銭の授受がない場合に限る)。その際には必ず市に第三者行為の届出をしてください。
届出があることで、市は加害者へ医療費を請求することができ、不要な医療費の給付を防ぐことができます。
皆様の国民健康保険税の引き上げを抑制するためにも必要な情報です。



自損事故等で保険診療による治療などを受ける場合も、「第三者行為によるものではない」ことを知らせるために、届出の提出にご協力をお願いいたします。

【第三者行為の例】

・自動車、自転車などでの交通事故 ・暴行を受けたとき ・他人の飼い犬等による咬傷 ・飲食店における食中毒 ・工事現場からの落下物による怪我 ・スキー、スノーボードなどの衝突・接触事故

●「傷病原因回答書」が届いたら、かならず回答を！

国保に加入している方のうち、負傷の原因が第三者行為でないか確認する必要がある方に傷病原因回答書を送付しています。

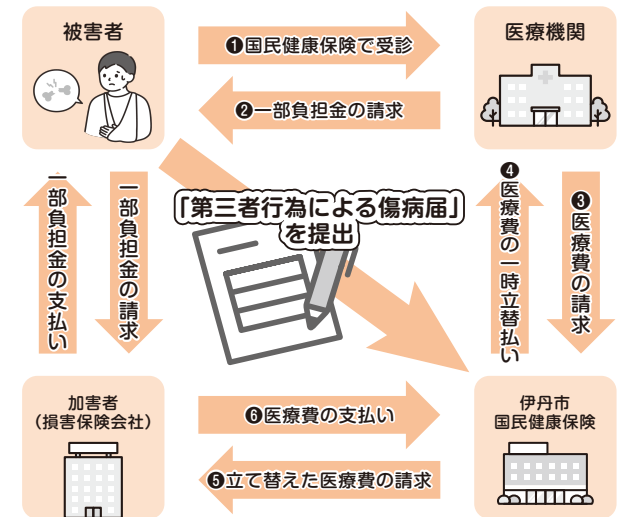
照会文書が届いた際は、回答にご協力をお願いいたします。

▲国保へ届け出る前に示談が成立している場合や、相手から治療費を受け取っている場合は国保での治療が受けられませんのでご注意ください。

●業務中や通勤途中の怪我には国民健康保険は使えません！

労働者が業務中または通勤途中の災害によって負傷、または病気にかかった場合(労働災害)は、労災保険制度により治療費などの給付が行われます。

労働災害の場合は、国民健康保険は使わず、必ず労災保険の請求をお願いいたします。



セルフメディケーションを知っていますか？

①セルフメディケーションとは

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることをセルフメディケーションと呼びます(WHOの定義)。普段より生活習慣病の予防や健康維持に努めるとともに、軽度な身体の不調のときは、OTC医薬品を上手に使いましょう。

※OTC医薬品…薬局・薬店・ドラッグストアなどで処方せん無しに購入できる医薬品

●セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組(※1)を行っている方が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円以上の対象医薬品(※2)を購入した場合には、「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」(通常の医療費控除との選択適用)を受けることができます。

- (※1) 特定健診、定期健診、がん検診など。
- (※2) スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)、レシートや領収書は保管しておいて下さい。

申告に関するお問い合わせについて

確定申告は伊丹税務署(☎779-6121)、
住民税申告は市市民税課(☎784-8022)へお願いします。

ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

②ジェネリック医薬品とは

先発医薬品(新薬)の特許期間が過ぎた後、医薬品メーカーが製造・販売する後発医薬品のことです。新薬に比べて安価ですが、有効成分や効き目、安全性は新薬と同等であることを国が認めています。また、味の改良や小型化など、新しい技術により新薬より飲みやすくなっているものも多く、安心・安全だから世界中で使われ、日本国内でも利用する人が増えています。

- ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定軽減される被保険者へ差額通知を送付しています。情報を上手に活用し、ジェネリック医薬品への切り替えをはじめましょう。
- 短期間だけジェネリック医薬品に切り替え、体に合うか試すことができます。また、変更前のお薬に戻すこともできます。
詳しくは、医師や薬剤師にご相談ください。

国民健康保険の手続きがオンライン申請できるようになりました。

●オンライン申請できる手続き

- | | | | |
|---------------|-------------------|-----------------|------------|
| ▶国民健康保険 加入・脱退 | ▶「医療費のお知らせ」の再発行申請 | ▶住所・氏名・世帯(主)変更 | ▶限度額認定証の発行 |
| ▶資格確認書再発行 | ▶所得の簡易申告 | ▶減免・軽減(失業によるもの) | ▶納付額確認書の発行 |
| ▶学生特例 | ▶携帯電話番号登録 | ▶軽減(出産被保険者用) | ▶還付金受取口座登録 |

登録・手帳はこちらから



保険税の口座振替ができなかった世帯や滞納がある世帯を対象に、SMS(ショートメッセージサービス)で納付のお知らせを送信します。

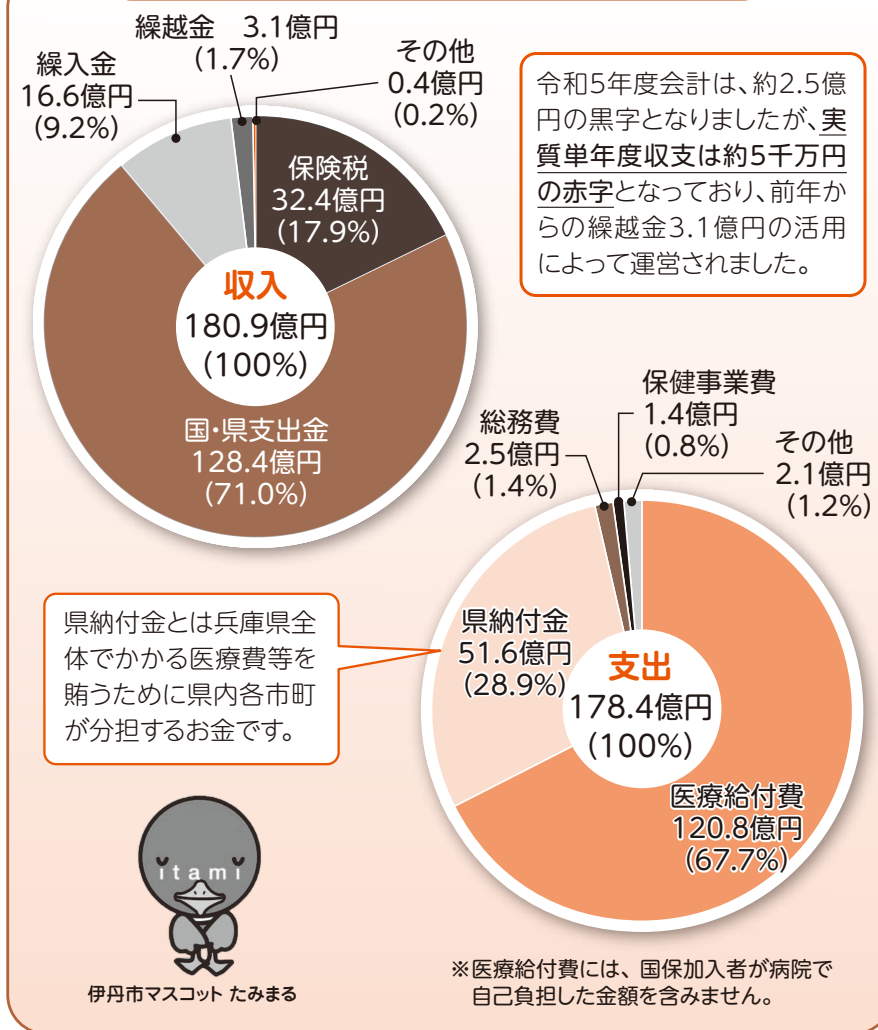
対象 携帯電話番号を登録されている納税義務者 ※窓口等で取得した携帯電話番号は、今後SMS送信時に利用する場合がありますので、予めご了承ください。

詳しくは、伊丹市オンライン申請ポータルをご確認ください。※オンライン申請には登録が必要です。

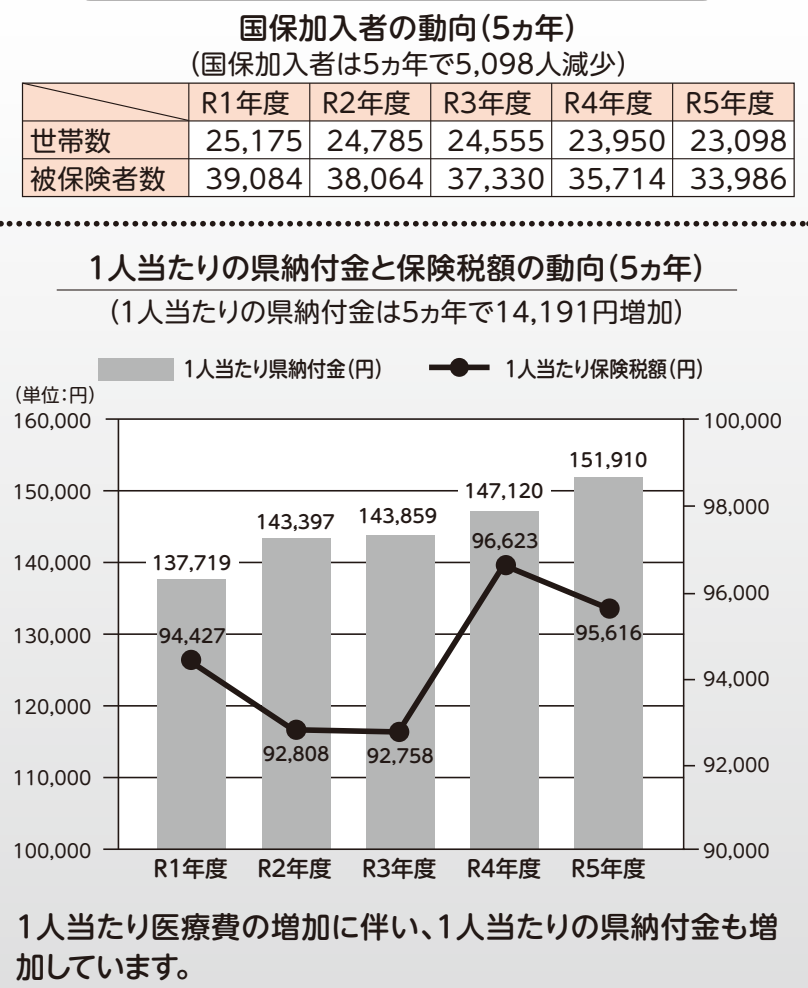
令和5年度 伊丹市国民健康保険会計の決算と現状について

国民健康保険制度（国保）は加入者の皆様が安心して医療を受けるため、加入者が保険税を支払うことで、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。国保会計は、県と市町がともに財政運営を行う県単位化が実施されています。以下に、令和5年度の市国保会計の収支と、取り巻く状況についてお知らせします。

令和5年度の市国保会計の収支について



市国保会計を取り巻く状況について

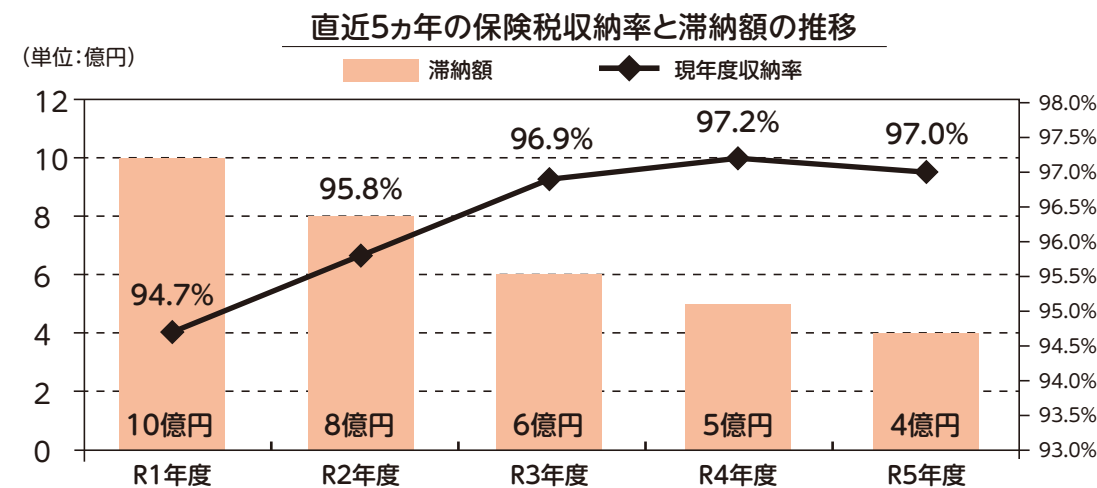


現在、兵庫県内の各市町によって異なる保険税率を令和12年度までを目途に統一させる方向で検討が進められています。伊丹市は独自に基金を活用することで保険税率を低く抑えていますが、県内保険税率が統一されることにより保険税率は上昇することが予測されます。

保険税の滞納解消に向けた取り組み

市はこれまで、納期内に納付している多くの納税者の視点に立ち、税の公平性を確保するため、法律で与えられた権限を行使して滞納処分を強化してきました。その結果、令和5年度における保険税の収納率は97.0%となり(5ヵ年で2.3ポイント改善)、高い水準を維持(県下29市中2位)しています。引き続き、滞納処分等の取り組みを積極的に行っていきます。

納付能力があるにもかかわらず納付されていない場合は、税の公平性を保つため、財産を差し押さえ、保険税へ充当します。



納付を忘れた場合

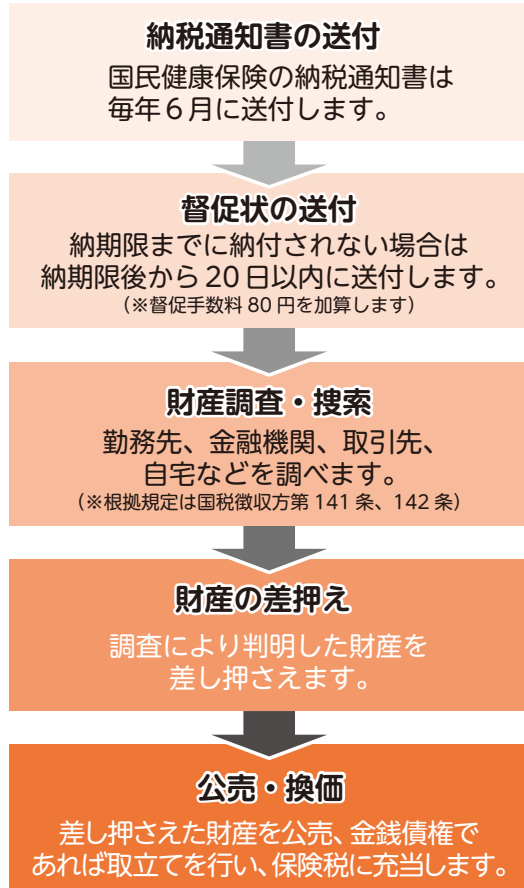
納期限内に納付が確認できない場合、納付をお忘れでないか納税案内センターよりお電話させていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。



納付できない場合

失業や病気、事業の経営不振など、やむを得ない事情により納付できない場合は、できる限り早く市国保年金課までご相談ください。個々の生活状況等を考慮し、完納に向けた納税計画を立てていただきます。

滞納処分の流れ



40歳以上の伊丹市国保にご加入の方へ

特定健診

さあ、今年も特定健診で健康対策しましょう！

特定健診は生活習慣病の早期発見のために国が定めた健診です。健康は目に見えないところで変化します。毎年受けることで、ささいな変化も見つけることができます。年に一度の健診であなたの健康を守りましょう。



わかる病気の兆候

糖尿病、脂質異常症、高血圧症、動脈硬化症、慢性腎臓病、肝臓病など

実施期間

令和7年3月20日(木・祝)まで

検査費用

0円

検査時間

約1時間

※こちらからお申込
できます▶



※検査にかかる時間は目安です。
混雑状況により異なります

終了間際は毎年大変混み合います。受診はお早めに。

健診内容



血液検査



身体測定



血圧測定



診察・問診



尿検査



心電図



特定保健指導
(該当者のみ)

受診の流れ

STEP1 受診先を選ぶ

①市内医療機関

②市保健センター

1月	22日(水)	午前	A
	30日(木)	午前	B
2月	15日(土)	午前	B
3月	4日(火)	午前	A

※全日程8時45分～11時15分呼出
(時間の指定はできません)
※Aは男性、Bは女性が先に受診
※胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検査も併せて受診できます。

STEP2 申し込む

①市内医療機関

直接受診先へ申し込み
※医療機関一覧はこちら▶



②市保健センター

電子申請(右)
または
電話にて申し込み
☎072(784)8080



STEP3 受診する

【持ち物】

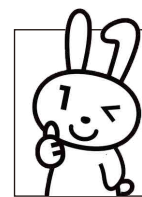
①特定健診受診券
(受診券がお手元ない方は電子申請(右)または電話にて申し込み ☎072(784)8080)



②健康保険証
(または、それに代わるもの)

健診結果について

①市内医療機関
健診結果を聞きに行く
※健診を受けた医療機関にご確認ください。
②市保健センター
約1カ月後に健診結果が自宅に届く



マイナポータル上で令和2年度以降の特定健診結果を閲覧できるようになりました。令和3年度以降の健診結果については、健診受診月の2～3ヶ月後に閲覧が可能になります。また、マイナンバーカードを保険証利用された場合、本人の同意があれば、医療機関及び薬局において過去の健診結果情報の閲覧ができ、健康状態を医師や薬剤師等と共有できるようになっています。



問い合わせ 伊丹市立保健センター 健診・健康づくり担当 TEL:072-784-8080 FAX:072-784-3281